

議事日程(第2号)

令和7年3月6日 午前10時00分開会

- 日程第 1 議案第 6号 須恵町宿泊税交付金基金条例の制定について
日程第 2 議案第 7号 須恵町監査委員条例の一部を改正する条例
日程第 3 議案第 8号 須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例
日程第 4 議案第 9号 権利の放棄について
日程第 5 議案第10号 町道路線の認定について
日程第 6 議案第11号 令和6年度須恵町一般会計補正予算(第9号)
日程第 7 議案第12号 令和6年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
日程第 8 議案第13号 令和6年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
日程第 9 議案第14号 令和6年度須恵町水道事業会計補正予算(第3号)
日程第10 議案第15号 令和6年度須恵町下水道事業会計補正予算(第2号)
日程第11 議案第30号 和解及び損害賠償額を決定することについて

休憩(委員会審査)

- 日程第12 議案第30号 和解及び損害賠償額を決定することについて

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 6号 須恵町宿泊税交付金基金条例の制定について
日程第 2 議案第 7号 須恵町監査委員条例の一部を改正する条例
日程第 3 議案第 8号 須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例
日程第 4 議案第 9号 権利の放棄について
日程第 5 議案第10号 町道路線の認定について
日程第 6 議案第11号 令和6年度須恵町一般会計補正予算(第9号)
日程第 7 議案第12号 令和6年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
日程第 8 議案第13号 令和6年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
日程第 9 議案第14号 令和6年度須恵町水道事業会計補正予算(第3号)
日程第10 議案第15号 令和6年度須恵町下水道事業会計補正予算(第2号)
日程第11 議案第30号 和解及び損害賠償額を決定することについて

休憩（委員会審査）

日程第12 議案第30号 和解及び損害賠償額を決定することについて

出席議員（12名）

1番	平山 諭	2番	川原 幸治
3番	白水 春夫	5番	男澤 一夫
6番	稲永 辰己	7番	川口 満浩
8番	百田 輝子	9番	三角 栄重
10番	猪谷 繁幸	11番	欠 員
12番	三上 政義	13番	田ノ上 真
14番	松山 力弥		

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	梅野 猛	係長	吉開 英
----	------	----	------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平松 秀一	副 町 長	欠 席
教 育 長	猪股 清貴	総 務 課 長	諸石 豊
公園緑地課長	世利 昌信	こども家庭課長	吉川 聡士
地域振興課長	平山 幸治	都市整備課長	中牟田 健
福祉課長	安河内ひとみ	住 民 課 長	百田 敦
会計管理者	横山 剛	学校教育課長	吉本 孝治
健康増進課長	舂本 直明	ふるさと応援課長	船井 弘喜
まちづくり課長	櫻木 美奈子	税 務 課 長	安河内 高利
子育て支援課長	稲岡 慎太郎	社会教育課長	伊藤 泰彦
上下水道課事業課長	岩崎 勝	上下水道課管理課長	権藤 武範

総務課参事	黒川忠敬	総務課課長補佐	石津伸篤
監査委員	吉松辰美		

午前10時00分開会

○議長（松山 力弥） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

ここで、稲永副町長より欠席の届出がっておりますので、御報告いたします。

本会議中に追加議案が提出されておりますので、議会運営委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。7番川口満浩君。

○議会運営委員長（川口 満浩） おはようございます。議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

本日午前9時から議会運営委員会を開催いたしました。今回追加提出された議案は、和解及び損害賠償額の決定1件でございます。委員会付託は総務建設産業委員会です。当初本会議で付託された議案第6号から議案第15号までを採決後、追加された議案について提案理由を説明し、総務建設産業委員会で審査、終了後本会議を再開し、委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1. 議案第6号

○議長（松山 力弥） 日程第1、議案第6号須恵町宿泊税交付金基金条例の制定についてを議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。6番稲永辰己君。

○総務建設産業委員長（稲永 辰己） おはようございます。議案第6号須恵町宿泊税交付金基金条例の制定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は福岡県からの福岡県宿泊税を財源とし、本町における観光の振興を支援するため、当該条例を制定する必要が生じたので提案するものです。福岡県宿泊税とは観光資源の魅力向上、旅行者の受け入れ環境の充実、その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるための目的税で、福岡県議会で可決、成立し、令和2年4月1日から課税されています。

歳入予算に計上しております観光振興事業宿泊税県補助金は福岡県宿泊税の収入の一部が市町村に交付されるものです。

2ページをお願いします。基金条例制定に必要な事項を定めています。

第1条に、基金の設置について。第2条に、積み立てる額について。第3条に、基金の管理について。第4条に、基金の運用から生ずる収益の処理について。第5条に、繰り替え運用について。第6条に、基金の処分について。第7条に、必要な事項は町長が別に定めるとしてあります。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしてあります。

質疑として、分配金の見込みについての質疑では、答弁として宿泊税交付金については、令和2年度から歳入があり、令和2年47万4,000円、令和3年50万円、令和4年82万

3,000円、令和5年103万1,000円の収入が上がっており、今回基金を作って観光関係の事業に充てたいとの報告がありました。

以上、採決の結果、総務建設委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。

——討論なしと認めます。よって、議案第6号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第6項は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第6号須恵町宿泊税交付金基金条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第7号

○議長（松山 力弥） 日程第2、議案第7号須恵町監査員条例の一部を改正する条例を議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。6番稲永辰己君。

○総務建設産業委員長（稲永 辰己） 議案第7号須恵町監査員条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布され、令和6年4月1日等から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

上位法である地方自治法の一部改正により、公金事務の私人への委託に関する制度の見直しがあり、これらの条文の追加により条ずれが生じ、職員の賠償責任に関する規定の引用条項を改正するものでございます。

3ページの新旧対照表を御覧ください。

第3条の条文中、「法第243条の2第3項」を「法第243条の2の8第3項」に改めるものです。本来ならば、平成29年公布、令和2年4月1日施行の法改正に基づき、「法第243条の2第3項」は「法第243条の2の2第3項」となっておりましたが、この時条例の一部改正を遺漏していたとのことで、今回、一度に改正を行うものです。

附則として、この条例は公布の日からとしております。

以上、採決の結果、総務建設委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告は終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあり

ませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。

——討論なしと認めます。よって、議案第7号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第7号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第7号須恵町監査員条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3. 議案第8号

○議長（松山 力弥） 日程第3、議案第8号須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例を議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。6番稲永辰己君。

○総務建設産業委員長（稲永 辰己） 議案第8号須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、民法第166条の規定に準ずる料金債権の放棄に関する規定を追加し、水道料金の延滞金に関する規定を、遅延損害金に関する規定に改めるため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

今回の改正の前提といたしまして、水道料金が税などの公債権ではなく、私債権として取り扱われるようになったことによるもので、税は地方税法で規定されているように納期限を5年過ぎると時効となり、徴収の権利が消滅してしまいます。

従来、水道事業は自治体が行うため、水道料金も税と同じように公債権として取り扱われ、税と同様の収納方法や延滞金の徴収、不納欠損の処理等を行っておりましたが、平成15年10月の最高裁において、水道料金は民法に基づく私債権であるということが確定し、それ以降は税のように納期限を5年過ぎると徴収することができなくなるという規定が適用されなくなりました。また、民法では債権者須恵町の徴収に関する時効はなく、現在の須恵町の給水条例では債権の放棄に関する規定がありません。

以上の点を踏まえ、今回、給水条例に債権の放棄に関する規定を追加し、それに伴い延滞金に関する規定を民法上の遅延損害金に関する規定に改める措置を行うものです。

新旧対照表の3ページをお願いいたします。

料金の債権の放棄について、第35条の次に、民法第166条の規定により、消滅時効が完成した水道料金債権について、これを放棄することができる規定（債務者の死亡、所在不明、破産法・会社更生法の規定により責任を逃れた等）を追加し、第37条の延滞金に関する規定を遅延損害金に関する規定に改めるものです。

附則として、施行期日、第1項、この条例は公布の日から施行する。適用区分、第2項、この条例による改正後の第35条の2の規定は、この条例の施行日以降に消滅時効が完成した料金に係る債権について適用する、としております。

質疑として、5年の間、不能欠損をしないと、回収されないまま、遅延損害金が膨らむと思うので、速やかに不良債権を処理したほうがよいのではないかという質疑に対して、遅延損害金は支払いがされて初めて発生するものなので、未納状態では発生しないとの答弁がありました。

また、資料にある「管理者が特に必要と認めるとき」の文言は必要ではないかとの質疑では、消滅事項が完了した分に対し、管理者が特に必要と認めるときが適用されるので、要件は変わらないとの答弁がありました。

また、遅延損害金の規程は、この規定で遡及するののかとの質疑に対し、公布の日からとしておりますので、経過措置的な文言はあえて入れていないとの答弁がありました。

また、水道料金以外でも、延滞金から遅延損害金に変更しなければならない債権があるのではとの質疑には、機構改革の中で、できれば収納対策課のような部署で精査できるように進めていくとの答弁がありました。

以上、採決の結果、総務建設委員会、全員賛成で可決しております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。

——討論なしと認めます。

よって、議案第8号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第8号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第8号須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第9号

○議長（松山 力弥） 日程第4、議案第9号権利の放棄についてを議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。6番稲永辰己君。

○総務建設産業委員長（稲永 辰己） 議案第9号権利の放棄について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお願いします。

下記のとおり権利を放棄したいので、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会

の議決を求めるものです。

1、放棄する権利、水道料金債権。2、債権額1,804万6,196円。3、債務者数1,374人。4、債権の概要、調定年度ごとの、放棄の理由、債務者数、金額は記載のとおりです。

議案第8号の上水道給水条例の一部を改正する条例についての関連議案で、水道料金債権の放棄についてです。

今回、最高裁が水道料金は私債権であると確定した時点に遡り、既に公債権として不能欠損処理が済んでいるもの以外の私債権を放棄する一覧となっております。

質疑として、これらが全ての債権なのか、債権が消滅したらバランスシートに反映されるのかとの質疑には、既に不納欠損済みなので消去されており、帳簿にはなく不納欠損のデータ上で管理しているとの答弁がありました。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。

——討論なしと認めます。

よって、議案第9号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第9号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第9号権利の放棄については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5. 議案第10号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第10号町道路線の認定についてを議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。6番稲永辰己君。

○総務建設産業委員長（稲永 辰己） 議案第10号町道路線の認定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、町道路線の整備を図るため、町道路の認定の必要が生じたので提案するものです。今回の道路認定は7路線です。新規認定7路線について、図面番号①から⑤につきまして、いずれも民間の開発行為の宅地分譲等において公衆用道路として寄付を受けた道路、図面番号⑥、⑦につきましては、筑紫野・古賀線拡幅工事の取付道路付替え道路で、一般公共道路として新規認定を行うものでございます。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。

——討論なしと認めます。

よって、議案第10号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第10号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第10号町道路線の認定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6. 議案第11号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第11号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。予算審査特別委員長の報告を求めます。13番田ノ上真君。

○予算審査特別委員長（田ノ上 真） 議案第11号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第9号）について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

補正予算書1ページをお願いします。

令和6年度須恵町の一般会計補正予算（第9号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億4,041万3,000円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137億2,380万9,000円とするものです。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

第2条、地方債の補正。地方債の追加、変更は、第2表、地方債補正によるとしております。

第3条、債務負担行為の補正。債務負担行為の追加変更は、第3表、債務負担行為補正によるとしております。

第4条、繰越明許費の補正。繰越明許費の追加は、第4表、繰越明許費補正によるとしております。

予算審査特別委員会は、議長を除く議員全員での審査のため、説明については省略いたします。

質疑として、歳出3款第2項須恵みなみ幼稚園運営事業について、保育士派遣業務委託料の残額を問うもの。答弁として、今年度は園児の数が少なく、今の人数で運営できていることによる残、新年度は20人の募集のうち16人の応募なのでもう少し頑張っていきたいというものでした。

6 款第 4 項堆肥センター管理運営事業について、トラクター補助金不採択を問うもの。答弁として、他の申請が優先され、県の補助枠に入らなかったというものでした。

同じく、6 款第 2 項森林整備管理事業について、皿山公園上の広場からの景観が、樹木の繁茂により損なわれているが、現状を問うもの。答弁として、茂っている樹木は桜であり、今のところ伐採の予定はないというものでした。

8 款第 1 項道路維持管理事業、並びに同第 4 項都市計画推進事業について、研修会不参加を問うもの。答弁として、職員の異動等により、研修に適した職員の派遣が困難となったというものでした。

関連で、町内道路の渋滞解消について道路の拡幅を問うもの。答弁として、現段階では、のり面用地などの余白があるところは拡幅し、離合しやすくできるよう、整備計画を立てているというものでした。

10 款第 1 項第 2 小学校給食事業、並びに同第 5 項須恵中学校維持管理事業について、備品購入費の残額を問うもの。答弁として、第 2 小給食備品については、設計の見直しを行い、電気をガスに変更したこと等により減額。須恵中キュービクル工事については、埋設されていた部分の変更を行い、減額できたというものでした。

以上、当委員会慎重審査し、採決の結果、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第 11 号について討論に入ります。討論はありませんか。

——討論なしと認めます。

よって、議案第 11 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第 11 号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第 11 号令和 6 年度須恵町一般会計補正予算（第 9 号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 7. 議案第 12 号

○議長（松山 力弥） 日程第 7、議案第 12 号令和 6 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。文教厚生委員長の報告を求めます。5 番男澤一夫君。

○文教厚生委員長（男澤 一夫） 議案第 12 号令和 6 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

令和 6 年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億8,374万3,000円とするものです。

第2項款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

4ページ、5ページ、歳入です。

1款1項国民健康保険税1,255万円の増額補正は、1月の保険税収入済額をもとに決算見込みにより増額したものです。

2款1項手数料6万円の減額補正は、督促手数料の徴収を廃止したことにより減額したものです。

3款1項国庫補助金11万7,000円の減額補正は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関わるシステム改修等の国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金の確定による減額です。

4款1項県補助金95万2,000円の減額補正は、普通交付金の増額、特別交付金の交付決定通知による特別調整交付金等の減額です。

5款1項他会計繰入金1,211万7,000円の減額補正は、保険基盤安定繰入金は基盤安定負担金の申請額により減額。未就学児均等割保険税繰入金は、決算見込みにより減額しております。財政安定化支援繰入金は、県通知額により減額。その他一般会計繰入金は国保会計の収支決算見込みにより、赤字分補填分を増額しております。産前産後国民健康保険税繰入金は、見込みにより対象者が少なかったことによる減額です。

7款1項延滞金、加算金及び過料50万円の減額補正は、国保税滞納延滞金の収入済額による減額です。

3項雑入119万6,000円の増額補正は、一般被保険者第三者納付金と一般被保険者返納金の決算見込みによるものです。

以上、採決の結果、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。

——討論なしと認めます。

よって、議案第12号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第12号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第12号須恵町国民健康保険特別会計

補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8. 議案第13号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第13号令和6年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。文教厚生委員長の報告を求めます。5番男澤一夫君。

○文教厚生委員長（男澤 一夫） 議案第13号令和6年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和6年度須恵町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,586万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,230万7,000円とするものです。

第2項、款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしてあります。

6ページ、7ページ、歳入です。

1款1項後期高齢者医療保険料1,090万円の増加補正は、令和7年1月末の調定額及び収納率により算定した決算見込みによるものです。

2款1項手数料6,000円の減額補正は、督促手数料の決算見込みによるものです。

3款1項他会計繰入金808万4,000円の減額補正は、後期高齢者医療広域連合の通知により基盤安定繰入金を減額したものです。

4款1項繰越金3,105万9,000円の増加補正は、前年度繰越金及び広域連合の出納閉鎖3月末以降の4月、5月に収納した前年度分の保険料繰越分の増額です。

5款4項雑入200万円の増額補正は、前年度事務費負担金の返還金です。

10ページ、11ページ、歳出です。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金3,586万9,000円の増額補正は、歳入予算の保険料、前年度保険料繰越金などの決算見込みによるもので、広域連合へ納付する負担金の増額です。

以上、採決の結果、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。

——討論なしと認めます。

よって、議案第13号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第13号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第13号須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9. 議案第14号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第14号令和6年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。6番稲永辰己君。

○総務建設産業委員長（稲永 辰己） 議案第14号令和6年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、令和6年度須恵町の水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出（第1款）水道事業費、補正額380万円を減額し、補正後の額を6億4,252万5,000円とするものです。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入（第1款）資本的収入、補正額965万2,000円を減額し、補正後の額を584万8,000円とするものです。

支出（第1款）資本的支出、補正額1,120万円を減額し、補正の額を2億1,427万9,000円とするものです。

また、第3条の括弧書きで資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億843万1,000円は、損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額で補填するとしております。

詳細につきましては、次ページ以降で説明いたします。次の2ページ、3ページをお願いいたします。

令和6年度水道事業会計補正予算実施計画内訳書です。

収益的収入及び支出です。

第1款水道事業費、第1項営業費用、第1目原水及び浄水費、補正額380万円の減額です。

節委託料、新砂入替業務委託料230万円の減及び浄水場等周辺整備委託料150万の減、どちらも決算見込みによるものです。

次の4ページ、5ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出、収入です。

第1款資本的収入、第1項負担金、第1目負担金、補正額965万2,000円の減額です。

節工事負担金965万2,000円の減額は、下水道工事に伴う水道管等移設補償に対する工事負担金の減によるものです。

続きまして、支出です。

第1款資本的支出、第1項改良費、第2目配水施設改良費、補正額1,120万円の減額です。節工事請負費、配水管等施設改良工事請負金120万円の減及び下水道工事に伴う工事請負費1,000万円の減、どちらも決算見込みによる執行残分の減額です。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。

——討論なしと認めます。

よって、議案第14号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第14号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第14号令和6年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10. 議案第15号

○議長（松山 力弥） 日程第10、議案第15号令和6年度須恵町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます6番稲永辰己君。

○総務建設産業委員長（稲永 辰己） 総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、令和6年度須恵町の下水道事業会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款下水道事業収益、補正額4,846万7,000円を減額し、補正後の額を11億7,356万1,000円とするものです。

支出、第1款下水道事業費補正額1,362万2,000円を減額し、補正後の額を7億9,560万5,000円とするものです。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款資本的収入、補正額7,782万8,000円を減額し、補正後の額を4億1,844万7,000円とするものです。

支出、第1款資本的支出、補正額6,082万8,000円を減額し、補正後の額を7億

6,153万5,000円とするものです。

また、第3条の括弧書きで、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億4,308万8,000円は損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額で補填するとしております。

詳細につきましては、次ページ以降で説明いたします。次のページ、2ページ、3ページをお願いいたします。

令和6年度下水道事業会計補正予算実施計画書内訳書です。

収益的収入及び支出、収入です。

第1款下水道事業収益、第2項営業外収益、第2目他会計負担金、補正額1,296万7,000円の減額です。節他会計の負担金1,296万7,000円の減額は、決算見込みによるものです。

その下、第3目他会計補助金3,550万円の減額です。

節他会計補助金3,550万円の減額は、決算見込みによるものです。

続きまして、支出です。

第1款下水道事業費、第1項営業費用、第1目管渠費、補正額1,550万円の減額です。

節委託料、事業認可設計業務委託料1,300万の減及び修繕費250万の減、どちらも決算見込みによるものです。

その下、第3目流域下水道維持管理負担金、補正額355万2,000円の増額補正です。

節流域下水道維持管理負担金、多々良川流域下水道維持管理負担金355万2,000円の増額は、物価高騰、電力費高騰等による増額です。

その下、第4目総係費、補正額167万4,000円の減額補正です。

節委託料、下水道台帳整備管理業務委託料167万4,000円の減額は、決算見込みによる執行残分の減額です。

次の4ページ、5ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出収入です。

第1款資本的収入、第1項企業債、第1目企業債、補正額6,110万円の減額です。

節公共下水道事業費6,110万円の減額は、工事請負費の減額に伴う減です。

その下、第2項他会計補助金、第1目他会計補助金、補正額1,000万の減額です。

節他会計補助金1,000万円の減額は、決算見込みによるものです。

その下、第3項他会計補助金、第1目国庫補助金、補正額2,260万円の減額です。

節国庫補助金2,260万円の減額は、交付額の確定によるものです。

その下、第4項負担金等、第1目受益者負担金等、補正額2,400万の増額です。

節受益者負担金 2,400 万円の増額は決算見込みによるものです。

その下、第 5 項その他資本的収入、第 1 目その他資本的収入、補正額 812 万 8,000 円の減額です。

節その他資本的収入、県道下水道移設補償費 812 万 8,000 円の減額は、県の工事が次年度に延びたことによるものです。

続きまして、支出です。

第 1 款資本的支出、第 1 項建設改良費、第 1 目管渠建設改良費、補正額 6,082 万 8,000 円の減額です。

節委託料、実施設計業務委託料 117 万 6,000 円の減額は決算見込みによる執行残分の減額です。

その下、節補償費、水道管等移設補償費 965 万 2,000 円の減額は、対象工事の減に伴う減額です。

その下、節工事請負費、管渠築造工事請負費 5,000 万円の減額は、まち工事量の減によるものです。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。

——討論なしと認めます。

よって、議案第 15 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第 15 号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第 15 号令和 6 年度須恵町下水道事業会計補正予算（第 2 号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 11. 議案第 30 号

○議長（松山 力弥） 日程第 11、議案第 30 号和解及び損害賠償額を決定することについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第 30 号和解及び損害賠償額を決定することについてでございます。下記のとおり、和解及び損害賠償を決定することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

事故の概要につきましては、相手方が令和 6 年 6 月 6 日午前 11 時ごろ、川子入口バス停から

コミュニティバス（佐谷から川子線3便）に乗車した際、乗降口付近の座席に着席しようとしたところ、着席する前にバスが発進したためバランスを崩し転倒、相手方はバス最後尾付近の段差で腰を強打し、胸腰椎を圧迫骨折したものでございます。

損害賠償の額は238万6,458円で、和解の内容、損害賠償の相手方は、議案書記載のとおりでございます。

提案理由でございますが、今回の事故につきましては、交通事故に係る損害賠償事案であり、町長の専決処分ができる賠償額を超えていることから、コミュニティバス内での転倒事故について損害賠償額を決定し、和解をするため、議決を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第30号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第30号を総務建設産業委員会に付託します。

ここで、総務建設産業委員会の審査のため、暫時休憩に入りたいと思います。再開を総務建設産業委員会の審査が終わり次第とします。暫時休憩します。

午前10時49分休憩

午前11時07分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。付議されました議案については、休憩後、日程を追加することになっておりますので、送信しております議事日程のとおり、追加し、議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、日程を追加し、議題とします。

日程第12. 議案第30号

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第30号和解及び損害賠償額を決定することについてを議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。6番稲永辰己君。

○総務建設産業委員長（稲永 辰己） 議案書の1ページをお願いします。

議案第30号和解及び損害賠償額を決定することについて、総務建設産業委員会の審査報告を

いたします。

提案理由は、今回の事故については、交通事故にかかる損害賠償事案であり、町長の専決処分ができる賠償額120万円を超えていることから、コミュニティバス内での転倒事故について損害賠償額を決定し、和解をするため、提案をするものです。

事故の概要ですが、相手方が令和6年6月6日午前11時ごろ、川子入口バス停からコミュニティバス（佐谷から川子線3便）に乗車した際、乗降口付近の座席に着席しようとしたところ、着席する前にバスが発進したためバランスを崩し転倒、相手方はバス最後尾付近の段差で腰を強打し、胸腰椎を圧迫骨折したものでございます。

損害賠償の額は238万6,458円で、和解の内容、損害賠償の相手方は、議案書記載のとおりでございます。

今回の事故の損害額は、治療費等その他を合計しますと、損害額合計は340万9,226円となります。

本件につきましては、須恵町が委託するコミュニティバス運営事業で、バスの運転手が乗車した相手方の着席を確認する前に発進したことが原因で発生した事故となります。

しかしながら、相手方にもバスへの乗車の際の注意義務があるため、過去の判例に基づき、須恵町の過失割合を7割として、町の損害賠償額は340万6,226円の7割となる238万6,458円と決めました。

また、町の損害賠償額の額7割分につきましては、須恵町が加入しております自動車共済保険での対応となります。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。

——討論なしと認めます。

よって、議案第30号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第30号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第30号和解及び損害賠償額を決定することについては、委員長報告のとおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は3月10日午前10時から行います。

本日はこれにて散会します。

午前11時07分散会
